第六十三条		
法第百八条第一項	特定地域医療提供機関（法第百十三条第一項に規定する特定地域医療提供機関をいう。以下同じ。）において同項に規定する業務に従事する医師（第百十条において「特定地域医療提供医師」という。）、連携型特定地域医療提供機関（法第百十八条第一項に規定する連携型特定地域医療提供機関をいう。以下同じ。）から他の病院又は診療所に派遣される医師（同項に規定する派遣に係るものに限る。第百十条において「連携型特定地域医療提供医師」という。）、技能向上集中研修機関（法第百十九条第一項に規定する技能向上集中研修機関をいう。以下同じ。）において同項に規定する業務に従事する医師（第百十条において「技能向上集中研修医師」という。）及び特定高度技能研修機関（法第百二十条第一項に規定する特定高度技能研修機関をいう。以下同じ。）において同項に規定する業務に従事する医師（第百十条において「特定高度技能研修医師」という。）以外の	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第一項
第六十四条		
法第百八条第一項	当該	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第一項
第六十五条		
法第百八条第一項		介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第一項
第六十六条		
法第百八条第二項ただし書		介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第二項ただし書